

◎科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称) 米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

平成 十一年 三月 十九日 ワシントンで
平成 十一年 三月 二十日 効力発生
平成 十一年 八月 二十三日 告示

(外務省告示第三六七号)

目 次

ページ

前 文	二一五七
第一条 延長期間	二一五七
第二条 効力発生	二一五七
末 文	二一五七

前文

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された議定書及び千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という）の有効期間が千九百九十九年三月二十日に終了することを認識し、

協定第九条2の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、千九百九十九年三月二十日より二箇月間延長する。

第二条

この議定書は、千九百九十九年三月二十日に効力を生ずる。

千九百九十九年三月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小林秀明

アメリカ合衆国政府のために

メリンダ・L・キンブル

米国の科学技術研究開発協力の有効期間延長議定書

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT
IN SCIENCE AND TECHNOLOGY

The Government of Japan and the Government of the United States of America;

Recognizing that the Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Cooperation in Research and Development in Science and Technology, signed at Toronto on June 20, 1988, and extended by the Protocols done at Washington on June 16, 1993 and on June 16, 1998 (hereinafter referred to as "the Agreement") will terminate on March 20, 1999;

Acting pursuant to paragraph 2 of Article IX of the Agreement;

Have agreed as follows:

Article I

The Agreement will be extended for two months, effective from March 20, 1999.

Article II

This Protocol will enter into force on March 20, 1999.

DONE at Washington, this nineteenth day of March, 1999, in duplicate, in the Japanese and English languages, each text being equally authentic.

FOR THE GOVERNMENT
OF JAPAN:

FOR THE GOVERNMENT
OF THE UNITED STATES
OF AMERICA:

(Signed) Hideaki Kobayashi (Signed) Melinda L. Kimble

(参考)

この議定書は、昭和六十三年六月二十日に署名された米国との科学技術研究開発協力協定（昭和六十三年二国間条約集参照）の有効期間を平成十一年三月二十日から二箇月間延長するものである。